

最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の印刷誤りについて

1 要旨

第25回最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙について、審査対象裁判官11名のうち1名の名前に誤りがあった。

【誤】：岡 まさあき 正昌 → 【正】：岡 まさあき 正晶

2 経緯・原因

(1) 経緯

- 9月14日（火）に、投票用紙を2,360,500枚印刷し（費用：約1,200万円）、同月17日（金）に各市区町選挙管理委員会に配付した。
- 10月13日（水）に、福山市選挙管理委員会から記載誤りの指摘を受け、判明した。

(2) 原因

- 8月下旬に、最高裁判所の公表資料等をもとに印刷原稿を作成した時点で、岡 正晶 裁判官の名前を誤記していた。
- 9月6日に、中央選挙管理会から審査対象見込みの裁判官の氏名について通知があったが、印刷原稿の記載誤りを見落としていた。

3 今後の対応

10月15日（金）及び25日（月）に再印刷し、市区町選挙管理委員会に配付する。
（費用：約1,200万円）

4 再発防止策

職員一人ひとりから、チェック・確認の重要性を再認識し、確実にを行うよう徹底するとともに、原稿作成から印刷までの各段階における手順をマニュアルとして作成し、次の方策を講じる。

(1) 原稿作成段階

- ・中央選挙管理会からの審査対象裁判官の氏名確定通知に基づき、印刷発注する原稿を作成し、当該通知を添付して、原稿を起案する。
- ・決裁段階では、複数の職員が原稿と通知を読み合わせて確認した上で、決裁を得る。

(2) 校正段階（3回）

ア 初校・再校

印刷業者からの校正原稿について、正・副の担当者を定め、2人が通知と原稿を突合し、上司の決裁を得る。この場合、他の業務の合間にチェックするのではなく、チェックに専念するよう、時間・場所を設定して行う。

イ 最終校正

印刷業者からの最終原稿について、初校・再校の確認を行った職員以外の者を担当者として確認を行い、上司の決裁を得る。

(3) 印刷当日

印刷当日に試し刷りされた投票用紙について、印刷に立会する職員が、再度、中央選挙管理会の通知と突合し、最終確認する。